

平成30年度 大和市立南林間小学校いじめ防止基本方針

学校教育目標

- 自ら学び、考える子(知育)
- 思いやりがあり、豊かな心をもつ子 (情育)
- 正しいとおもったことを行動にうつす子 (徳育)
- 丈夫な体づくりにつとめる子 (体育)

今年度の重点目標

あたたかい心で支え合い、好奇心や探究心にあふれ、
未来に向かってたくましく生きぬく子どもたちを育てる。

【家庭・地域との連携】

- ・学校評議委員
- ・南林間小学校 PTA
- ・地域安全見守りボランティア
- ・家庭地域活性化会議

【校内組織】

- ・児童支援部 (各学年1以上で組織)
- ・いじめ防止委員会 (年5回)
校長 教頭 児童指導担当
児童支援中核教諭 学年主任 養護教諭
- ・いじめ対策委員会 (適宜状況に応じて)
校長 教頭 児童指導担当
児童支援中核教諭 養護教諭 学年主任
担任

【関係機関との連携】

- ・指導室
- ・青少年相談室
- ・中央児童相談所
- ・すくすく子育て課
- ・大和警察署

【いじめの未然防止等に関する取組】

P3

- ・コミュニケーション能力の素地を養う。
- ・校内研修や職員会での児童情報交換の充実
- ・年度当初のいじめの全校児童への指導の徹底
- ・あいさつがとびかう学校づくり
- ・「思いやりの日」を児童に浸透させていく。
- ・異年齢集団活動の推進
- ・PDCA サイクルを意識した学級経営と個別支援の充実を図る。
- ・いじめ防止委員会での情報の共有といじめ認知への意識向上

【いじめの早期発見のための取組】

P3

- ・いじめアンケートの実施
- ・Y-P アセスメントの実施
- ・HyperQU の実施
- ・日頃の児童の表情や人間関係の観察と必要に応じた個別面談の実施
- ・学年会内での児童情報交換の充実
- ・相談体制の充実
- ・いじめにつながると予測された事案をいじめ認知として把握する。

【いじめ早期解決のための取組】

P4

- ・いじめにつながる行為を見たり、聞いたりした場合は、正確かつ迅速に動く。
- ・いじめの再発防止に努め、被害者・加害者・傍観者・観衆への指導・支援を継続して実施。
- ・事案内容によっては市教育委員会や大和警察署等と連携していく。

【インターネット上のいじめへの取組】

P5

- ・発達段階や児童の情報活用状況に応じた情報モラル教育の充実。
- ・インターネットを介したいじめを認知した場合は、家庭と連携し、組織的に指導・支援を行う。
- ・情報研修会の充実を図り、教職員の情報リテラシーの向上に努める。

～いじめとは～

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。



～いじめに対する基本認識～

- ・いじめは人権を著しく侵害し、尊厳を損なう、人間として絶対に許されない行為です。
- ・いじめは生活環境や対人関係等、さまざまな背景からさまざまな場面で起こりえます。
- ・いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりえます。嫌がらせやいじわる等（暴力を伴わないいじめ）は、被害と加害を入れかわりながら経験するものです。
- ・いじめは、「被害者」「加害者」「観衆」「傍観者」と言われる周囲の子どもも含めた構造上の問題です。
- ・いじめは、大人には気づきにくく、発見しにくいものです。
- ・いじめは、その行為や態度により、犯罪行為として取り扱うこともあります。

～いじめ対策の基本理念～

- ・道徳の授業を軸としたすべての教育活動を通して、個人の存在はかけがえのないものであることを伝え、自他を尊重する心を育んでいきます。
- ・いじめもしくはいじめにつながる事案を認識した場合、教職員が連携しながら早期解決を図ります。
- ・いじめは、どの子にも、どの学校でも起こりうるという認識のもと、小さな事案も見逃さないよう努めます。
- ・いじめの加害者、被害者双方がいじめに関わるに至った理由を把握し、人権を尊重し合っていく指導を行います。
- ・いじめは、さまざまな場所で起こりえることを念頭におきながら、すべての子どもが安心して生活・学習できる場づくりに取り組みます。
- ・互いの存在を認め合い、心の通う絆づくり・居場所づくりにつながる学級づくりや集団づくりを進めます。

1. いじめの未然防止等に関する取組

- 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養います。そのために、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- 地域行事や地域の施設等との関係を密にして連携を深め、地域で児童を見守る体制づくりに努めます。全職員がいじめの態様や特質等について組織的に対応します。
- 校内研修や職員会議を通して、全教職員へいじめに対する考え方を確認し、全校児童への指導を徹底します。
- 児童の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、児童とのかかわる時間を多くするように努めます。
- 「すすんで先にあいさつ明るい一日」を学校のスローガンとし、あいさつが、人と人をつなげる効果的なコミュニケーションであるという認識をもたせ、教職員側から児童に啓発していきます。
- 毎月一日を「おもいやりの日」として設定し、教職員は思いやりの腕章を身につけるとともに学校のいじめ防止標語を啓発していきます。
- 異年齢集団による活動や学校行事を通してお互いの良さを認め合うことや自分より年齢の上の姿をみることで、数年後の自らの児童像をつくりあげることができる機会を設けます。
- PDCA サイクルを意識した学級経営と個別支援の充実を図り、児童の人間関係の変化や児童の心の変化を敏感に察知し、必要に応じた授業改善と授業の精選に努めます。

2. いじめ早期発見のための取組

- ◎いじめを早期発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施します。
- 児童対象いじめアンケート調査 年3回（原則6月・10月・1月）
- Y-Pアセスメントを実施（平成30年度 6年生 7月 12月実施）
- Hyper-QUの実施（平成30年度5年生実施 6月 11月実施予定）
- 児童の目線に立ち、表情や話から児童の実態を把握する。また、学年にかかわる担任以外の教職員との連携を密にする。
- 職員会議や打ち合わせ後などに児童情報交換の時間を設け、気になる児童について全教職員で共通理解を図る。

- 児童及び保護者がいじめにかかわる相談が行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行います。
 - ① 児童支援中核教諭との相談
 - ② 相談員の活用

〈未然防止と早期発見に関する主な取組 年間計画〉

月	4	5	6	7	8	9	10	11
内容	児童指導・支援共通理解事項の確認 授業参観 なかよし集会①	家庭訪問 拡大支援会議 いじめ防止委員会①	アンケート Hyper-QU① いじめ防止委員会②	個別面談 なかよし集会② Y-P アセスメント①	児童指導支援研修会 いじめ防止委員会③	運動会 いじめ防止委員会③	なかよし集会③ なかよし集会④ 土曜授業参観（コミコミスクール） 支援会議 交歓給食 スタンプラリー	アンケート いじめ防止委員会④ Hyper-QU②
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 10px auto; width: 60%;">毎月1日「思いやりの日」</div>							

月	12	1	2	3
内容	教育相談 Y-P アセスメント②	アンケート いじめ防止委員会⑤	なかよし集会⑤ 授業参観 拡大支援会議②	さよなら六年生 交歓給食② 来年度に向けた児童情報交換① 来年度に向けた児童情報交換②
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 10px auto; width: 80%;">毎月1日「思いやりの日」</div>			

	未然防止にかかわる取組
	早期発見にかかわる取組
	未然防止及び早期発見にかかわる取組

3. いじめ早期解決のための取組

- いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- いじめにかかわる相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- いじめを見ていた児童にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つように指導します。
- はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるように指導します。
- いじめの当事者における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

4. インターネット上のいじめへの対応

- ◎児童が急速に発展していく情報化社会に適応できるように以下の点に留意した指導を行っていく。
- 発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。
- 発達段階に応じた情報操作や情報モラルの指導を行います。

【具体的ないじめの態様の例】

- 😞 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 😞 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 😞 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 😞 ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 😞 金品を隠されたり、盗まれたり、壊れたり、捨てられたりする。
- 😞 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- 😞 パソコンや携帯電話などで、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

5. 「いじめ防止委員会」の設置

- ◎いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止委員会」を設置し、原則として2か月に1回程度開催します。
- 「いじめ防止委員会」の構成

メンバー：管理職・児童支援中核教諭・学年代表・各学年専科担当教諭 養護教諭

※検討事項や事案内容に応じて、可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

- 活動内容

- ・いじめ防止等の取り組み内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案の報告
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめに関する相談・通報への対応

6. 重大事態への対処

◎いじめにより、児童・生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議の上、「いじめ対策委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

○「いじめ対策委員会」の構成

メンバー：管理職、児童支援中核教諭、学年代表、担任、養護教諭

※事案内容により構成員については県教育委員会と検討し、校長が任命します。

※構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

○活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対し、適時・適切な方法での提供・説明
- ・大和市教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた児童またはその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

7. その他

◎いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校取組みを評価します。

○いじめの早期発見に関する取組みに関すること

○いじめの再発を防止するための取組みに関すること